

帯広市総合計画策定審議会について

1. 審議会の位置付け

- 「帯広市総合計画策定審議会条例」により設置されている、市長の附属機関

第1条 帯広市総合計画の策定に資するため、市長の附属機関として帯広市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2. 審議会の所掌事項

- 総合計画について、必要な調査審議を行う

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて総合計画につき必要な調査審議を行い、市長に答申する。

3. 委員の構成、任期

- 別紙のとおり

（知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、任期は2年）

第3条 審議会は、委員30名以内をもって組織し、その委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 任期中の主な審議事項

（1）第六期総合計画に関すること

- ・「政策・施策評価」に基づき作成する「評価結果報告書（まちづくり通信）」における施策の課題や、今後の取り組み方向などに対する意見等

（2）新しい総合計画の策定に関すること

- ・新しい総合計画の策定にあたっての意見提言

5. 今後の審議会の開催スケジュール（予定）

- ・平成29年度：11月及び平成30年3月に開催
- ・平成30年度：5月の諮問以降、平成31年1月までに6～8回程度開催
- ・平成31年度：11月の任期満了までに3回程度開催